

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者を希望する理由

平成 21 年 4 月より当社は指定管理者として施設の管理運営を開始し、現在 10 年目に入っています。この間、民間会社としての機動力を発揮し、市場・漁港施設の管理運営面、修繕面、衛生・環境美化面等注意力を高めて迅速な対応を心掛けてきました。また、関係者の利用において安全面、衛生面、機能面、施設利用面、環境美化面等で問題ないか、関係者の利用に支障はないかという観点を常に職員全員が持ち、前倒しでの対応にも注力して参りました。

過去 9 年度間に 1,259 件、約 101 百万円の修繕を執行した実績の中で施設・設備の特性も把握しており、蓄積されたノウハウは今後も貴重な財産として引き続き有用なものと考えます。組織運営においては中立・公平・公正を旨としていますが、卸業者 3 者が設立した会社ということもあり市場関係者とも適切かつ良好な関係が築けています。これはある意味人的財産と言えるもので一朝一夕に築けるものではないものです。また同期間で関係者から 1,266 件の苦情・要望（主は要望）を受けましたが、都度適切な対応に努め関係者の理解は得られているものと判断しています。

また、県との関係においても水産事務所を中心に密接なコミュニケーションが図られており、どちらかが一方的な議論をするということではなく、相互が適切な議論をする環境が構築されており、今後も県との密接な連携が十分に図られるものと考えています。

当市場は、「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」にて「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」が策定され、28 年度から本格的に高度衛生管理型の市場整備工事が開始されました。ハード、ソフト両面で当社が培ってきた経験・実績が活かせるものと自負しています。利用者の観点とは違う、実際に運営に携わった者として把握している問題点、改善点等も積極的に提言して参りました。今後も真摯に対応して行く所存です。

次期指定管理 5 年間の指名を受けるべく、当社の組織を全力を上げて臨む覚悟であり、市場関係者及び県との連携もさらに強化して対応して行く考えですので、引き続き指定管理者としての指名を希望します。

(2) 管理運営の方針

①設置目的（公の施設）の理解・認識

委託業務を遂行するに当たり、公の施設であることを十分に認識し、設置目的を理解のうえ管理運営を行います。

境港市場の設置目的「卸売市場を整備し、生鮮水産物等の取引の適正化とその流通等の円滑化により、水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図ることを目的とする。」。

市場関係者が、安全かつ衛生的、機能的な環境の下で活動できるよう施設の適切な管理運営を図り、部外者進入禁止・小売行為禁止等条例上の規制、或は自主的ルール等の順守を徹底するよう管理運営することが、設置目的に合致するものと考えます。

境漁港の設置目的「漁港の根拠地となる施設を設置し、もって水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図ることを目的とする。」。

水揚げ岸壁及び休けい用岸壁の適切な管理、係船の適切な運用調整等を図り、漁業者の利用に支障がないよう管理運営することが、設置目的に合致するものと考えます。

②法令等の遵守

指定管理者として委託業務を遂行するに当たり、あらゆる関係法令を遵守します。

職員全員が共通のレベルで遵守する体制を構築し、その指導・教育を徹底していくま

す。

③県との連携確保

公の施設を委託管理することは非常に責任が重いものであり、独断、独り善がりの運営は厳に慎まなければなりません。些細なことも含め、常に県との連携を確保する姿勢は大事であり、常日頃からコミュニケーションを図って行く考えです。時に意見の衝突があるかもしれません、良好なパートナーシップで問題解決に当たりたいと考えます。特に 29 年度からは市場整備工事が本格化し県、工事業者、関係者との意見交換・協議の場が定着化しています。指定管理者として時には仲介役を担うこともありますが市場発展のために今後も積極的に鋭意努力していきます。

④公平な利用の確保

市場では様々な関係者が活動しており、利害が対立することもあります。中立・公平・公正という当社の基本理念に基づき、どちらか一方に与することなく的確な判断を行い、問題・課題解決に当たります。また、当社は卸 3 者出資の組織ですが、この点においても同様の基本姿勢で臨みます。

⑤経費の効率化（節減）

民間会社としては当然一定の利益を追求する訳ですが、収入となる委託料が一定である以上経費の削減に努める必要があります。その努力の中で3分の2のインセンティブがあり、3分の1を県へ返納するということだと思います。

修繕の必要性・範囲、消耗品の必要性等を吟味し、見積り合わせの徴求、価格交渉等を徹底して行く方針です。経費の約3割を占める外部委託費については、複数年契約だけでなく、業務に同一性があるものは業者の一本化を図り削減に努める考えです。

また、職員で出来ることは自ら実行し、修繕費や側溝清掃等の委託費の削減を図ります。その為には常日頃から職員が問題意識を持ち、知恵を出していくことが重要と考えています。

今後の市場整備の進展により、対象施設・設備が大きく変化していく中で費用の見込みが非常に難しい面がありますが、適切な運営が図れるよう逐次県との協議に努めて参ります。

（3）他の施設管理の実績

他に施設管理をしている実績はありません。

2 施設の設置目的に沿った業務の内容

（1）市場条例及び漁港条例に基づき指定管理者が行う業務内容の理解と運用の考え方

市場施設の利用の許可・取り消し・制限、措置命令、危険物・放置物件の取扱い、個人情報の保護、情報の公開等、鳥取県条例や各種法令に則った運用を図り、県と密接な連携を取りながら公平な管理運営を行います。

（2）施設設備の維持管理の考え方

過去9年間の実績を踏まえ、さらにアンテナを高くして安全面、衛生面、設備の機能面等に問題がないか確認励行し、関係者が快適で安全な利用が出来るよう配慮して行きます。「よく見て、聞いて、気付いて、報・連・相」をモットーに業務運営を図っています。

職員が常に問題意識を持って業務に取組み、組織としても情報の共有化を徹底し、先手を打って危険性の目を摘み、迅速な修繕対応にも努めます。

また、県との連携にも注力し、県との間でも情報の共有化を図り問題解決に当たりたいと考えます。高度衛生管理型市場を指向して行く中で、関係者及び県との連携は一層強化すべきと考えています。

(3) 衛生管理・環境配慮（省エネルギーなど）の考え方

衛生管理については、巡回等において施設のハード面で問題がないか把握に努め、対処すべき案件は機敏に対応するよう努めます。ソフト面においては、利用者に問題行動がないか把握に努め、問題ある場合は注意指導を徹底して行きます。また、関係者との情報交換にも注力します。

環境配慮については、現在、拠点となる2号上屋は重油による冷暖房集中管理ですが、整備後はエアコン対応となること、照明関係が全てLED化されるという大きな転換があります。電気料金の削減が期待されるところですが、今後電力の調達についても検討し更なる削減に取り組む方針です。

(4) 外部委託の考え方

外部委託の業務内容は、仕様書に記載されている業務で項目8の通りです。

業者選定に当たっては見積り合わせにて選定します。複数年契約を基本とし、業務に同一性があるものは業者の一本化を図り委託料の削減に努めます。契約に当たっては仕様書の条件を確実に履行するよう徹底します。

委託の中でも市場清掃、特に土間の放水洗浄は高度衛生管理上重要な位置付けとなり、現行の清浄海水から工業用水へ変更となりますが、その洗浄面積は現在よりかなり広くなります。きっちと衛生管理が行き届くよう選定業者と密に連携を図る方針です。

3 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

該当となる事例は発生していませんが、策定している災害・防災マニュアルや消防計画等が形骸化しないよう職員の教育を徹底し、関係者との連携もさらに強化して行きたいと考えます。

新聞報道等を参考事例として、発電機の取扱い、グレーチングの盗難、不法投棄、鳥インフルエンザ、水産加工場での硫化水素中毒、車転落事故、労災事故等の切り抜きを社内回覧していますが、今後も巡回時及び作業時に職員の注意力を高めるよう指導していきます。

近年、大型貨物船の境水道航行や大型クルーズ旅客船の寄港が増大しており、事故防止の観点から管理組合と連携し関係漁業者への事前通知や時間的に競合しないよう協力要請文の配布を実施していますが、今後も連携し事故の未然防止に努めます。

台風については、海上保安部の台風・津波対策協議会員として情報提供を受け、関係者へ強風対策等の措置を講ずるよう要請していますが、今後も保安部、関係者等との連携を強化していきます。

境港市発行の津波防災ハザードマップを管理区域内主要箇所に貼付していますが、今後も注意喚起を図っていきます。

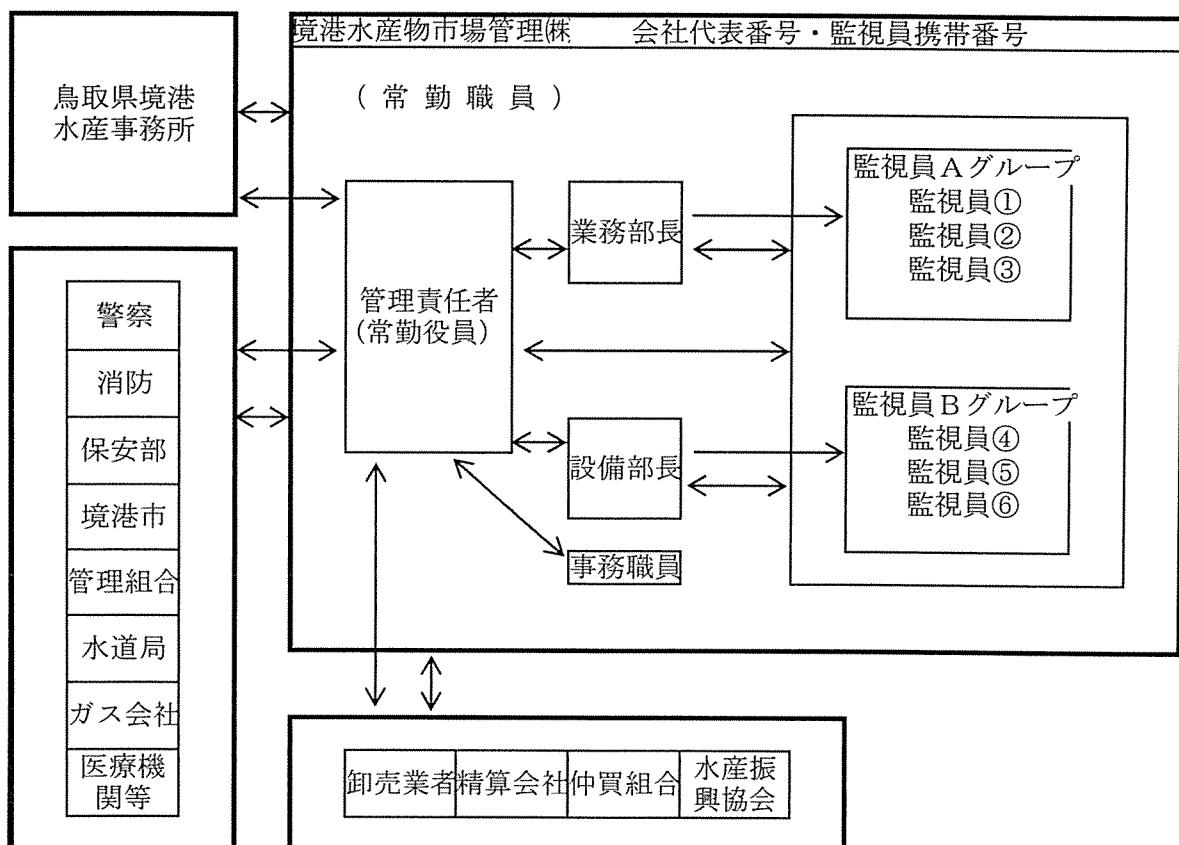
J-ALERT や AED についても適切な管理運営を図って行きます。AEDについては設置後年数が経っていますので講習会の開催を検討します。

市場整備工事に伴い工事車両が増大し、工事現場の囲いにより市場区域に余裕がない状態が発生していますが、工事業者とも連携し工事の動向把握に努め関係者への注意喚起を図っていきます。

今後も現在行っていることを着実に励行し管理区域の安全・安心向上に努めて参ります。

(2) 緊急時の体制・対応

社内の連絡体制及び県水産事務所との連絡体制を基に、利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等、万全な体制を構築するよう努めます。



（3）利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

日常の巡視活動の中で設備に不具合がないか点検に努めると共に、利用者からの苦情・要望等については迅速な対応を心掛け、時間を要す場合は理由、経緯の説明を行い、トラブルとならないよう未然防止に努めます。ケースによっては県へも速やかに報告し協議します。

4 個人情報保護等への対応

（1）個人情報の保護への対応

鳥取県個人情報保護条例を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう管理し、施設の管理に関し知り得た情報は他に洩らさないよう職員の教育を徹底します。

個人情報に係る内部資料については厳重な管理を行い、外部持ち出しは禁止とします。
また、不要となったものはシュレッダー処理とします。

（2）情報の公開への対応

鳥取県情報公開条例の趣旨に則り県民の知る権利を尊重し、当社策定の情報公開規程に基づき県民の理解と信頼が確保できるよう適切に運用します。

5 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

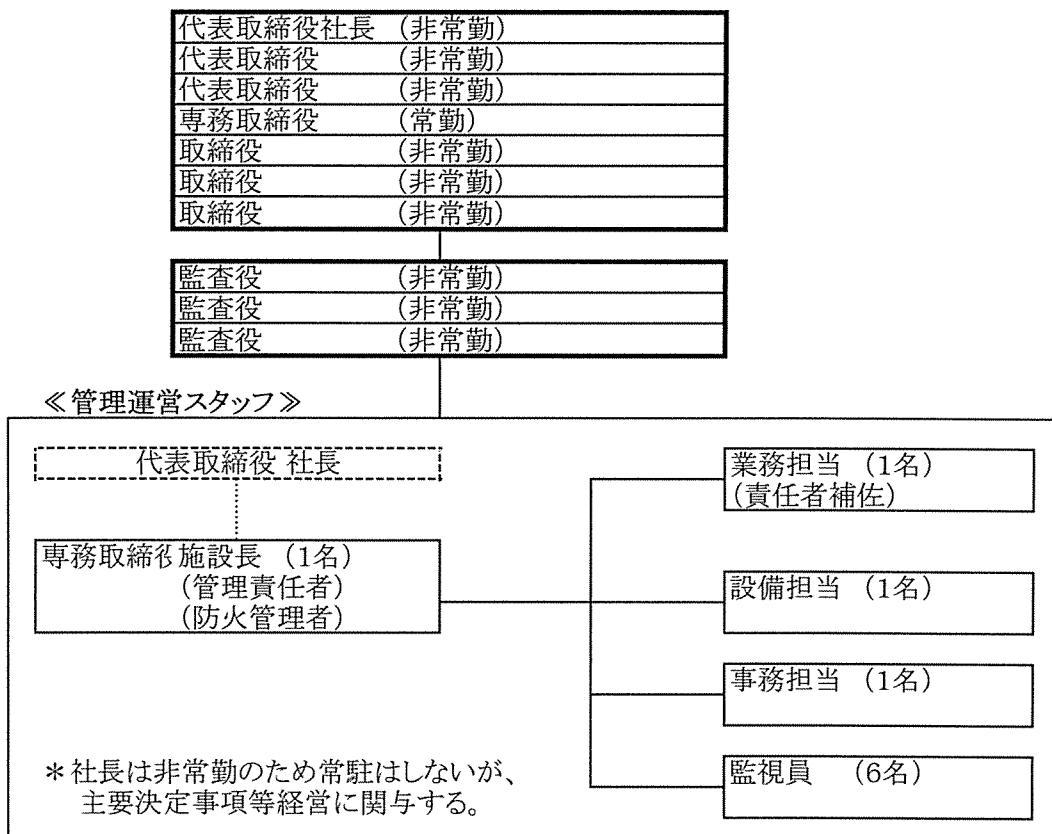
日常的に、各役職に応じて関係者とのコンタクトを図り、要望の把握に努めます。把握した要望に対しては社内での情報の共有化を図り、取り得る対策を迅速に実行します。

時間を要す場合は関係者の理解が得られるよう丁寧な説明を行うよう心掛けます。対応が難しい場合は県と速やかに協議し対策を講じます。

6 組織及び職員の配置

(1) 管理運営の組織

境港水産物市場管理 株式会社 組織図



① 実施体制の考え方

指定管理者となる会社は3卸売業者が平等に出資した会社です。3者の共同事業として責任の持てる体制が必要との考えで上記のような役員編成とっています。また、実務スタッフは卸出身者及び外部からの人選です。

② 施設長の人選についての考え方

元もとの卸出身者ではありませんが19年2月にこの業界へ出向し、約2年卸会社に勤務して業界の知識習得に努めると共に、指定管理者制度導入について県との窓口となり折衝を担当しました。管理会社は卸売業者と密接な関係にありますが、一方運用面においては多少距離を置くことも必要であり、むしろ本来の卸出身者でなくともよいとの判断で人選しています。

③ 境港水産物市場管理 株式会社の出資者

境港水産物市場管理 株式会社
資本金 9,000千円

出資者	境港魚市場株式会社 境港市昭和町9番地7
	鳥取県漁業協同組合 鳥取市賀露町西4丁目1806番地
	漁業協同組合JFしまね 松江市御手船場町575番地

7 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

(提出期限の日から起算して3年前の日までの間)

[次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。]

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、その他施設の維持管理・運営に関係する法令

特にありません。

8 委託、工事請負の発注予定

(1) 発注予定

(単位：千円)

種 別	内 容	期 間	金額 (概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
清掃業務	市場清掃	5年	21,000	県内	見積り合わせ	
	管理センター清掃	5年	200	県内	見積り合わせ	
	休けい用岸壁清掃	5年	750	県内	見積り合わせ	
	排水槽清掃	1年	6,000	県内	見積り合わせ	
	側溝清掃	1年	1,000	県内	見積り合わせ	
	側溝清掃（持込）	1年	800	県内	単独指名	
廃棄物・汚水処理業務	市場一般廃棄物処理	5年	1,200	県内	見積り合わせ	
	休けい用岸壁一般廃棄物処理	5年	150	県内	見積り合わせ	
特別清掃業務		1年	500	県内	単独指名	
公害防止施設管理運営	産業廃棄物（廃発泡スチロール）処理業務	1年	2,000	県内	単独指名	
	汚水処理施設管理運営（分担金）	1年	19,500	県内	単独指名	
	汚水処理施設管理運営（使用料）	1年	9,000	県内	単独指名	
浄化槽維持管理業務		5年	700	県内	見積り合わせ	
浄化槽清掃業務		5年	600	県内	見積り合わせ	
貯水槽維持管理業務		5年	100	県内	見積り合わせ	
消防用設備点検業務、防火対象物定期点検業務		5年	400	県内	見積り合わせ	
清浄海水供給施設保守点検業務		5年	3,000	県内	見積り合わせ	
管理センター冷温水機保守点検業務		5年	900	県内	見積り合わせ	
空調設備保守整備業務		5年	600	県内	見積り合わせ	
みさき会館冷暖房設備保守点検業務		5年	600	県内	見積り合わせ	
場内電灯設備保守点検業務		5年	400	県内	見積り合わせ	
上屋シャッター保守点検業務		5年	800	県内	見積り合わせ	
自家用電気工作物保守管理業務		5年	1,600	県内	見積り合わせ	
ネズミ駆除業務		5年	400	県内	見積り合わせ	
流動海水氷保守管理業務	対象設備まだなく未定					
氷販売機保守管理業務	対象設備まだなく未定					
みさき会館管理運営業務	5年	2,600	県内	見積り合わせ		
境港緑地管理業務	5年	350	県内	見積り合わせ		
除雪業務	1年	1,000	県内	単独指名		

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センターへの委託の発注予定

(1) の発注予定業務の中でその一部を発注する方策を検討する予定です。

9 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、事業主は、一定の割合（法定雇用率）の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.2%が適用されており、常用労働者数45.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

[申請書の提出時点において該当する項目に レ点を付してください]

ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(平成25年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が45.5人未満の事業者であり、

障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

[申請書の提出時点において該当する項目に レ点を付してください]

男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

男女共同参画推進企業に認定されていない。

その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（T E A S）I種又はII種規格認

証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度（T E A S）

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成19年7月9日施行）により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、T E A S I種及びII種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

I S O 14001 又はT E A S I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。（登録証等の写しを添付すること。）

(4) あいサポート企業等の認定等

(注) あいサポート企業等

：あいサポート運動実施要項（平成23年4月1日第201100000830号）により認定された企業又は団体。

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

- あいサポート企業等に認定されている。（認定証の写しを添付すること）
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

10 その他の計画等

(特記すべき事項があれば記入してください。)

ハード面では高度衛生管理型市場として本格的に工事が始まっていますが、高度とならしめるためには一方でソフト面が重要となります。来年度は現在建築中の陸送上屋と1号上屋が供用開始となり、それに合わせ当社、県、関係者で構成する市場利用協議会にてマニュアル作成に向け協議が続いています。県と連携しながらこの整備に注力していく方針です。

また、作成されたマニュアルは実践されなければ意味がないものであり、より高いレベルを目指して関係者とも協力して実践すべく対応する考えです。